

基 発 1001 第 16 号
令和 8 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第30号。以下「改正指針」という。）を令和8年10月1日に厚生労働省ホームページに掲載したところであり、同日（一部については令和9年10月1日）から適用される。

今般の改正は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）が、令和7年5月14日に公布され、改正法の一部が令和8年10月1日に施行されることに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものである。

改正点は別添1の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別添2のとおりであるので了知されるとともに、関係事業者等への周知に遺漏なきを期されたい。